

科目2

子ども家庭福祉

講師紹介

○澁谷昌史

○関東学院大学社会学部

○きょうだいがいるといいな...と思いながら、
ひとりっ子で育ちました。

はじめに

はじめに

○子育て支援員研修における本科目の位置づけ
子ども・子育てに関する制度や社会状況における子育て支援事業の役割を捉えるための科目

○本講義の目的

1. 児童家庭福祉施策・制度の概要について理解する
2. 児童福祉施設等と専門職の役割について理解する
3. 児童家庭福祉に関する地域資源の概要について理解する

「児童」「子ども」という表記は、法令で定められているものを除いて、ここでは互換性のあるものと理解してかまいません。

本
科
目
で
網
羅
す
る
シ
ラ
バ
ス
の
内
容

○本講義の内容

1. 子ども・子育て支援新制度の概要
2. 児童福祉施設等の理解
3. 児童家庭福祉に係る資源の理解

1. 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 児童家庭福祉の理念

(2) 少子化と保育ニーズ・子育て支援ニーズ

(3) 子ども・子育て支援制度の概要

2. 児童福祉施設等の理解

3. 児童家庭福祉に係る資源の理解

まとめ

1. 子ども・子育て支援新制度の概要

1. 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 児童家庭福祉の理念

① 子どもとは

Q. このイラストの中に、子どもは何人描かれていますか？



1. 子ども・子育て支援新制度の概要（1）児童家庭福祉の理念

① 子どもとは

児童福祉法では「児童」： 満 歳に満たない者
*1

→ 身体的・心理的・社会的におとなへの成長過程にあるとみなされ、
日々、保護者により現に されることを要する
*2

1. 子ども・子育て支援新制度の概要 (1) 児童家庭福祉の理念

② 子ども観

守られる存在としての子ども
□する存在としての子ども
*3

子どもの □を聴き、その □を優先的に考えること
*4 *5

子どもの生きづらさが発生するリスク

1. 子ども・子育て支援新制度の概要（1）児童家庭福祉の理念

③ 児童福祉法の理念

第1条 *6 は、*7 の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される *8 を有する。

1. 子ども・子育て支援新制度の概要（1）児童家庭福祉の理念

第2条 は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達^{*9}の程度に応じて、その ^{*10}が尊重され、その ^{*11}が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

1. 子ども・子育て支援新制度の概要（1）児童家庭福祉の理念

第2条（続き）

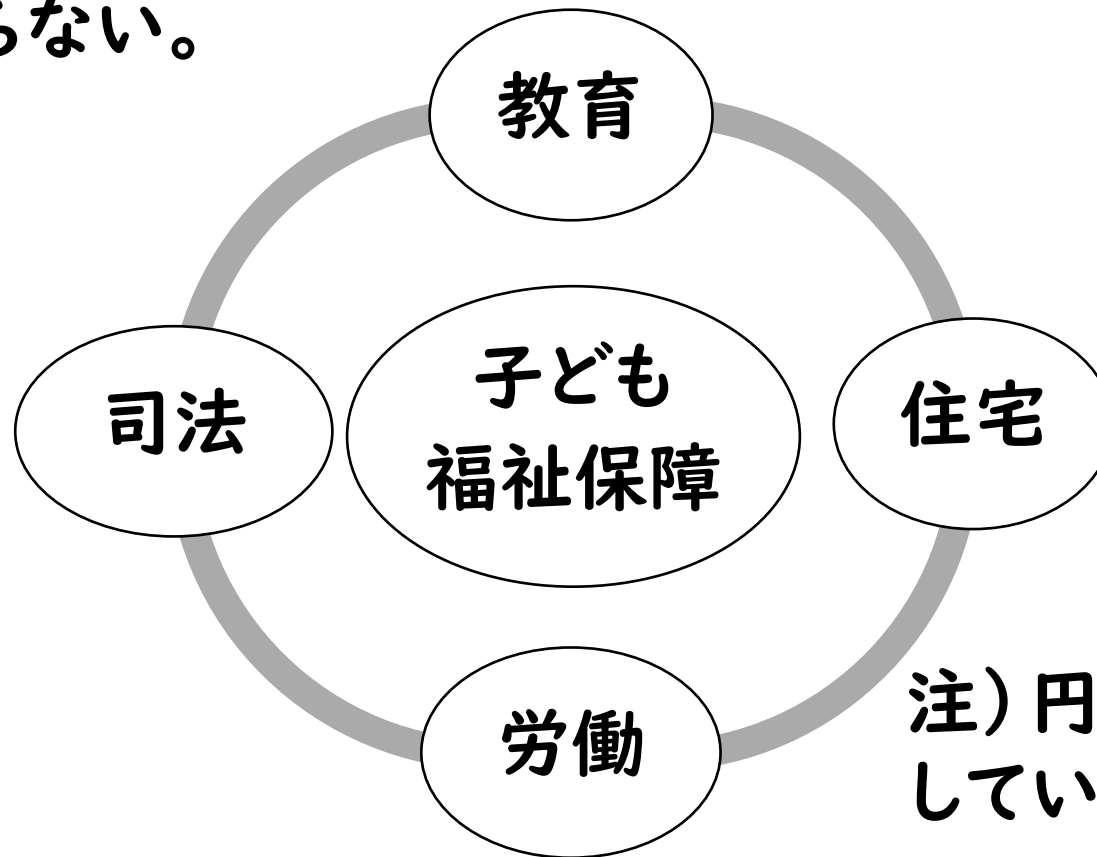
3 は、児童の保護者ととともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。^{*12}

（参考）

第3条の2 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。（後略）

1. 子ども・子育て支援新制度の概要 (1) 児童家庭福祉の理念

第3条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

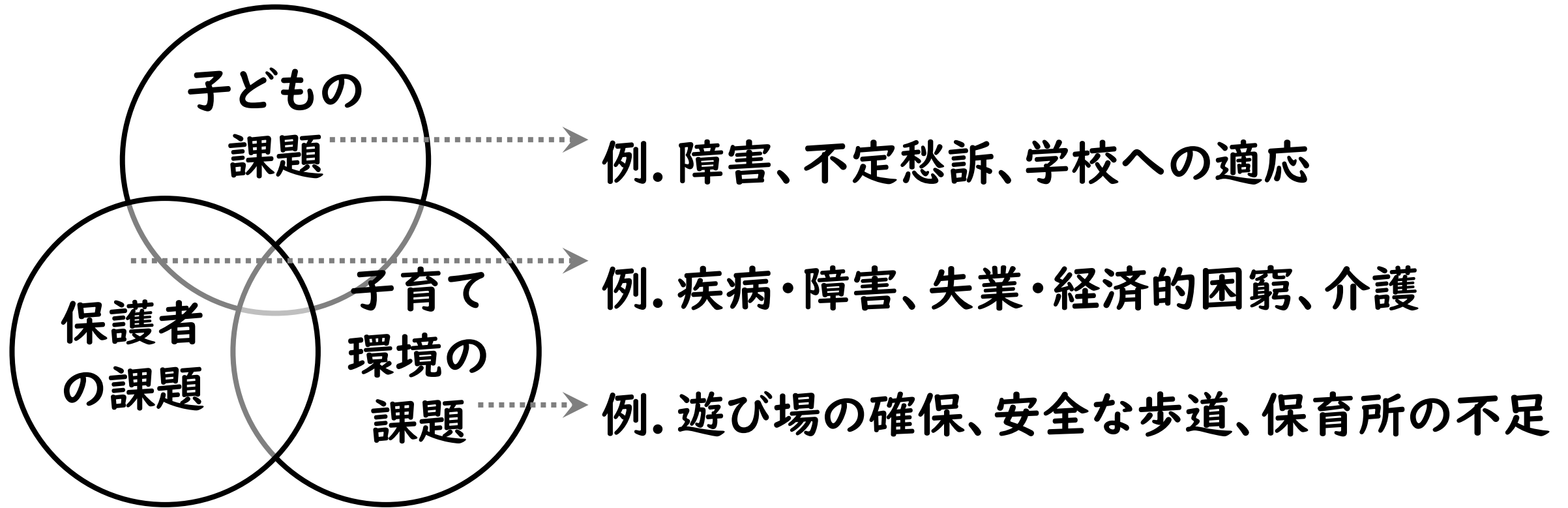


注) 円の周囲に配置している分野は例示。

1. 子ども・子育て支援新制度の概要

(2) 少子化と保育ニーズ・子育て支援ニーズ

保護者が子育てにあたって直面する課題



1. 子ども・子育て支援新制度の概要

(2) 少子化と保育ニーズ・子育て支援ニーズ

2010(平成23)年 子ども・子育て新システム検討会議の立ち上げ

→以下のような新システムの実現を目指した検討に着手

- ◆ 政府の推進体制・財源の一元化
- ◆ 社会全体(国・地方・事業主・個人)による費用負担
- ◆ 基礎自治体(市町村)の重視
- ◆ 幼稚園・保育所の一体化
- ◆ 多様な保育サービスの提供
- ◆ ワーク・ライフ・バランスの実現

(少子化社会対策会議「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」)

1. 子ども・子育て支援新制度の概要 (3) 子ども・子育て支援新制度

3つのポイント

① 制度の改善、
*13

② 認定こども園・幼稚園・保育所を通じた 等の創設、
*14

③ 地域の の充実
*15

本項目のまとめ

- 児童福祉法制度上は、満18歳に満たない者のことをおとなとは区分し、社会的な監護が必要になることを認めている。
- 子どもを育てるにあたっては、子どもの意見を聴き、その最善の利益を優先して考慮することが必要である。
- すべての子どもは、福祉を等しく保障される権利を有している。
- 子どもの育成責任は、保護者だけでなく、社会や国及び地方公共団体にもある。
- 子育て支援を充実させるため、子ども・子育て支援新制度が創設された。
- 子ども・子育て支援新制度により、認定こども園が広がるとともに、財源の一本化や拡充が図られ、子ども・子育て支援サービスの供給量が確保されることが期待される。

参考資料

- 児童福祉法
- 児童の権利に関する条約
- 内閣府「よくわかる子ども・子育て支援新制度」
(<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/sukusuku.html>)

枠の中の文言

- *1 18 *2 監護 *3 自立 *4 意見 *5 最善の利益
- *6 全て児童 *7 児童の権利に関する条約 *8 権利 *9 全て国民
- *10 意見 *11 最善の利益 *12 国及び地方公共団体
- *13 認定こども園 *14 共通の給付 *15 子ども・子育て支援

科目2

子ども家庭福祉

1. 子ども・子育て支援新制度の概要

2. 児童福祉施設等の理解

(1) 児童福祉施設等の概要

(2) 児童家庭福祉の人材

3. 児童家庭福祉に係る資源の理解

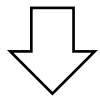
まとめ

2. 児童福祉施設等の理解

2. 児童福祉施設等の理解 (1) 児童福祉施設の概要

① 児童福祉施設の種類

児童福祉法第7条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。



児童福祉法第36条～第44条の2で、これら施設について規定

2. 児童福祉施設等の理解 (1) 児童福祉施設の概要

施設名	概要
助産施設	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設
乳児院	乳児を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について援助を行うことを目的とする施設
母子生活支援施設	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について援助を行うことを目的とする施設

2. 児童福祉施設等の理解 (1) 児童福祉施設の概要

施設名	概要
保育所	保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設
幼保連携型認定こども園	満三歳以上の幼児に対する教育及び保育を必要とする乳児・幼児に対する保育を一体的に行い、これらの乳児又は幼児の健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設
児童厚生施設	児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設

2. 児童福祉施設等の理解 (1) 児童福祉施設の概要

施設名	概要
児童養護施設	保護者のない児童(乳児を除く)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する自立のための援助を行うことを目的とする施設
障害児入所施設	障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与等の支援を行うことを目的とする施設
児童発達支援センター	障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導等の支援を提供することを目的とする施設

2. 児童福祉施設等の理解 (1) 児童福祉施設の概要

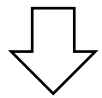
施設名	概要
児童心理治療施設	環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について援助を行うことを目的とする施設
児童自立支援施設	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について援助を行うことを目的とする施設
児童家庭支援センター	地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、専門的な知識及び技術を必要とする相談に応じ、必要な助言や指導を行うとともに、児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整などの援助を総合的に行うことを目的とする施設

2. 児童福祉施設等の理解 (1) 児童福祉施設の概要

児童福祉施設の名称の実際

保育所の名称例.

- ・TOKYO保育園(仮称) → 保育所を想起しやすい
- ・TOKYOランド(仮称) → 保育所と想起されにくい



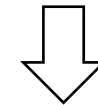
自分の居住する市町村や都道府県にある児童福祉施設を調べてみましょう

2. 児童福祉施設等の理解 (1) 児童福祉施設の概要

② 児童福祉施設の設備・運営にかかわる基準

児童福祉法第45条 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

② 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。



(後略)



に関する基準

*1

2. 児童福祉施設等の理解 (1) 児童福祉施設の概要

③ 児童福祉施設の利用

- ・ 方式
*2

行政が子どもの福祉を保障するため自らの権限を用いて入所の必要性や入所すべき施設を決定する

- ・ 方式
*3

利用者が利用を希望する施設を選び、申し込んだ上で、行政がそれに応諾する

2. 児童福祉施設等の理解 (2) 児童家庭福祉の人材

① 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

第7条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

第7条の2 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

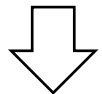
2. 児童福祉施設等の理解 (2) 児童家庭福祉の人材

② 保育士と児童指導員

・保育士

児童福祉法第18条の4 この法律で、保育士とは、(中略)、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、 及び ^{*4} を行うことを業とする者をいう。

^{*5}



同法第48条の4

② 保育所に勤務する保育士は、乳児、幼児等の に ^{*6} 応じ、及び助言を行うために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2. 児童福祉施設等の理解 (2) 児童家庭福祉の人材

児童福祉法第18条の6 次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となる資格を有する。

一 都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「指定保育士養成施設」という。）を卒業した者（学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

二 保育士試験に合格した者

同法第18条の21 保育士は、保育士の を傷つけるような行為をしてはならない。
*7

同法第18条の22 保育士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の を漏らしてはならない。保育士でなくなった後においても、同様とする。
*8

2. 児童福祉施設等の理解 (2) 児童家庭福祉の人材

② 保育士と児童指導員

・児童指導員

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第21条

児童指導員: 児童の を行う者をいう

同基準第43条

*9

→ 10種類にわたる要件のいずれかに該当する者として規定

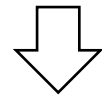
学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。次号において同じ。)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 など

2. 児童福祉施設等の理解 (2) 児童家庭福祉の人材

③子育て支援員

保育ニーズなどの急速な拡大

→保育や子育て支援の担い手となる人材確保問題



所定の子育て支援員研修の全科目を修了し、子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識及び技術等を修得したと認められる者

→子育て支援員として活用

本項目のまとめ

- 児童福祉施設には12種類のものがある。
- 児童福祉施設が適切に運用されるために基準が策定されている。
- 児童福祉施設の利用には、大きくわけて、措置方式と利用方式がある。
- 児童福祉施設では、保育士と児童指導員が主たる職種として配置されている。
- 保育士には、子どもの保育に関する知識や技術に加え、相談支援のための専門性修得や社会的に信用されるための倫理の遵守が求められている。
- 保育の担い手確保のため、子育て支援員の養成が行われている。

- ・ 児童福祉法
- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

枠の中の文言

- *1 児童福祉施設の設備及び運営
- *2 措置
- *3 利用
- *4 児童の保育
- *5 児童の保護者に対する保育に関する指導
- *6 保育に関する相談
- *7 信用
- *8 秘密
- *9 生活指導

科目2

子ども家庭福祉

1. 子ども・子育て支援新制度の概要
2. 児童福祉施設等の理解
3. 児童家庭福祉に係る資源の理解

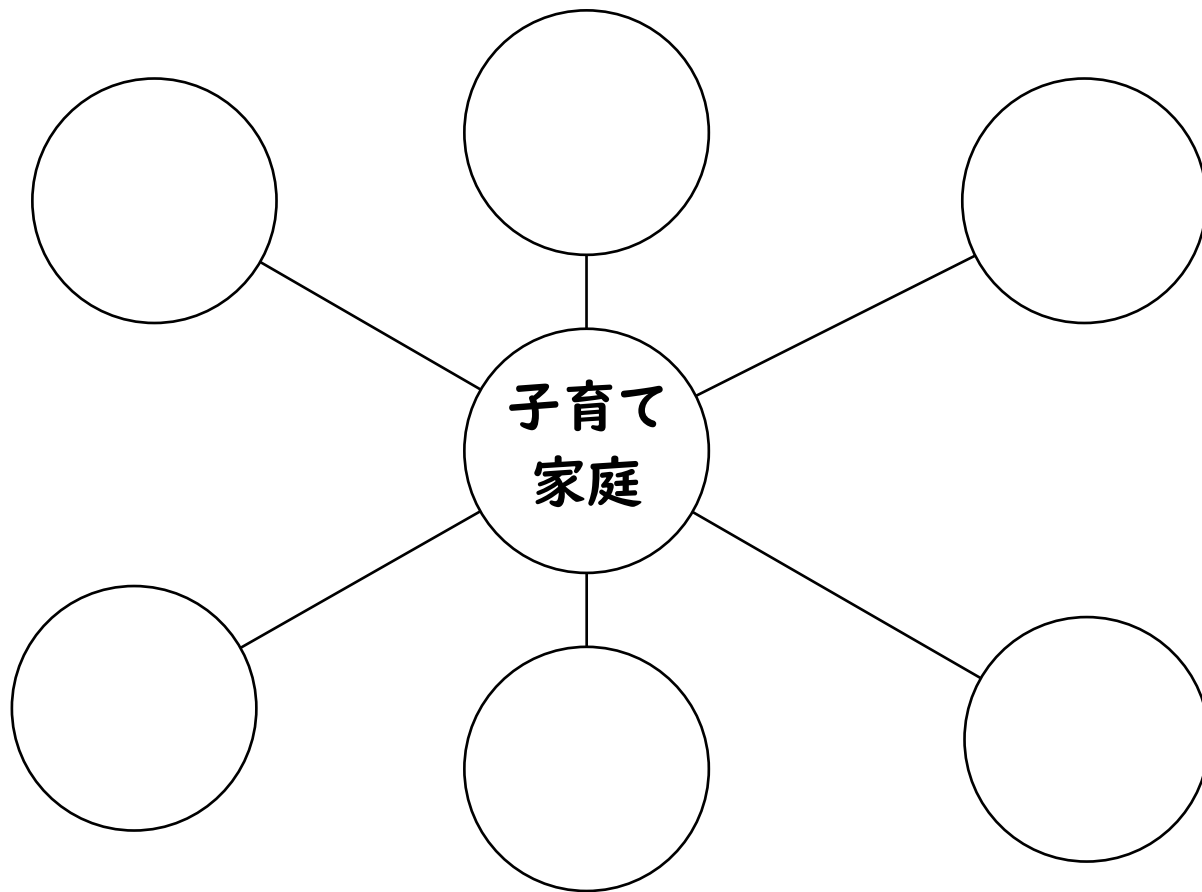
地域における社会資源の状況（子育て支援員の働く場）

まとめ

3. 児童家庭福祉に係る資源の理解

3. 児童家庭福祉に係る資源の理解

Q. 子育てをしていて利用する場といえは？



3. 児童家庭福祉に係る資源の理解

- (1) 家庭的保育事業の家庭的保育補助者
- (2) 小規模保育事業B型の保育士以外の保育従事者
- (3) 小規模保育事業C型の家庭的保育補助者
- (4) 事業所内保育事業(利用定員19人以下)の保育士以外の保育従事者
- (5) 利用者支援事業の専任職員(母子保健型に従事する者を除く)
- (6) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の補助員
- (7) 地域子育て支援拠点事業の専任職員
- (8) 一時預かり事業の保育士等以外の保育従事者
- (9) ファミリー・サポート・センターの提供会員
- (10) 社会的養護関係施設等(子育て短期支援事業含む)の補助的職員等

3. 児童家庭福祉に係る資源の理解

資源名	概要 内閣府「子ども・子育て支援新制度 なるほどBOOK」(平成28年4月改訂版)より一部修正引用
家庭的保育	家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細かな保育を行う場
小規模保育	少人数(定員6~19名)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う場
事業所内保育	会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する場

3. 児童家庭福祉に係る資源の理解

資源名	概要 内閣府「子ども・子育て支援新制度 なるほどBOOK」(平成28年4月改訂版)より一部修正引用
利用者支援事業	子育て家庭や妊産婦の困りごと等に合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や支援の紹介などを行うもの
放課後児童健全育成事業	保護者が昼間家庭にいない小学生が、放課後に小学校の余裕教室、児童館などで過ごすことができるようにしているもの
地域子育て支援拠点事業	地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場

3. 児童家庭福祉に係る資源の理解

資源名	概要 出所) 内閣府「子ども・子育て支援新制度 なるほどBOOK」(平成28年4月改訂版)
一時預かり事業	急な用事や短期のパートタイムの就労のほか、リフレッシュしたいときなどに、保育所などの施設や地域子育て支援拠点などで子どもを預かるもの
ファミリー・サポート・センター	乳幼児や小学生等を子育て中の保護者を会員として、子どもの預かりなどの援助を受けることを希望する会員と、援助を行うことを希望する会員とで相互に助け合う活動に関する連絡、調整を行うもの
子育て短期支援事業	保護者の出張や冠婚葬祭、病気などにより、子どもの保育ができない場合に、短期間の宿泊で子どもを預かるもの

3. 児童家庭福祉に係る資源の理解

そのほか、家庭訪問をするタイプの事業である、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業なども児童福祉法に基づき法定化

自治体ごとに、これまでに紹介してきた事業と類似する事業が実施されていることも多い

実際に使用されている事業の名称なども、自治体によって異なる場合がある

→自分の居住している市町村のウェブサイトを訪れ、簡易な子育て資源マップを作成してみよう

本項目のまとめ

- 子育て支援のためのメニューが増えている。
- さまざまな子育て支援の場で子育て支援員の活用が図られている。
- 自分にとって身近な子育て支援の資源を調べてみることで、子育て支援の資源についての理解が深まっていく。

参考資料

- ・児童福祉法
- ・内閣府「子ども・子育て支援新制度 なるほどBOOK」
(平成28年4月改訂版)

科目2

子ども家庭福祉

もくじ

1. 子ども・子育て支援新制度の概要
 2. 児童福祉施設等の理解
 3. 児童家庭福祉に係る資源の理解
- まとめ

まとめ

まとめ

子どもの福祉に関する権利保障が根幹に



そのためにも……

自分の子ども観をチェックしましょう

⇒ 子ども自身の育ちゆく力を信頼できていますか？

自分の子育て観をチェックしましょう

⇒ 子育ては保護者がすればよいと思っていないですか？

地域の子育て資源（児童福祉施設含む）をチェックしましょう

⇒ とくに子育て支援員が活用される場の説明ができますか？